

はかりの定期検査のお知らせ



商取引における「はかり」は、商品の値付けに用いられますので、正確なはかりを使用しなければ、公正な商取引に用いることができません。

計量法では、社会に正確な計量器（はかり等の計量器）を供給するため、計量器の製造については、経済産業大臣が事業届出や検定制度を設けているほか、はかりを取引または証明に使用する者については、2年に1回の定期検査を義務付けております。

検定証印



基準適合証印



定期検査合格シール



定期検査の対象となる「はかり」の具体例

- ①計量による売買・取引に使用する計量器（取引）
- ②宅配便等の料金特定用計量器（取引）
- ③病院・薬局等の調剤用計量器（証明）
- ④病院・学校等における健康診断用体重計（証明）
- ⑤産婦人科・保育園等新生児用体重計（証明） など

※④、⑤においては、個人及び保護者等に通知（開示含む）する場合も対象となります。

※定期検査の対象となる「はかり」は、検定証印等が付されたものに限ります。右記の**家庭用マークのあるはかり**（ヘルスマーター、ベビースケール、キッチンスケールなど）は家庭用計量器のため、取引や証明に使用することはできません。

家庭用計量器
マーク



◆問合せ先◆

- ・守谷市役所経済課 商工・観光 G TEL 0 2 9 7—4 5—1 1 1 1 内線 268、269
- ・茨城県指定定期検査機関
一般社団法人茨城県計量協会 TEL 0 2 9—2 2 5—7 9 7 3
- ・茨城県計量検定所 指導課 TEL 0 2 9—2 2 1—2 7 6 3

守谷市のはかりの定期検査について

はかりの定期検査は、茨城県知事（茨城県計量検定所）が行いますが、一般社団法人茨城県計量協会が茨城県指定定期検査機関となって、検査等業務を行っております。

守谷市での検査日程は、奇数年に実施しております。

計量法根拠規定（抜粋）

計量法第16条（使用の制限）

次に該当するものは、取引または証明における計量に使用してはならない

- ・ 計量器でないもの
- ・ 検定証印又は基準適合証印が付されている特定計量器で、検定証印等の有効期限が過ぎているもの

計量法第19条（定期検査）

「はかり」（特定計量器）を取引または証明を目的に使用する者は、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事が行う定期検査を受けなければならない



検査手数料等の費用

はかりのひょう量	電気式	その他	備考
100kg以下	1,500円	520円	棒はかり・その他の指示はかりは、260円
250kg以下	1,900円	940円	

計量器が膨大、又は運搬が著しく困難な場合は、茨城県指定定期検査機関による所在場所検査又は計量士による代検査（巡回検査）もありますので、茨城県計量協会にご相談ください。（別途料金必要）